

どうして
人身売買、奴隷労働
と言われるのか

もう始まっている
多民族・多文化共生社会

日本における外国人とは

Migrants in Japan

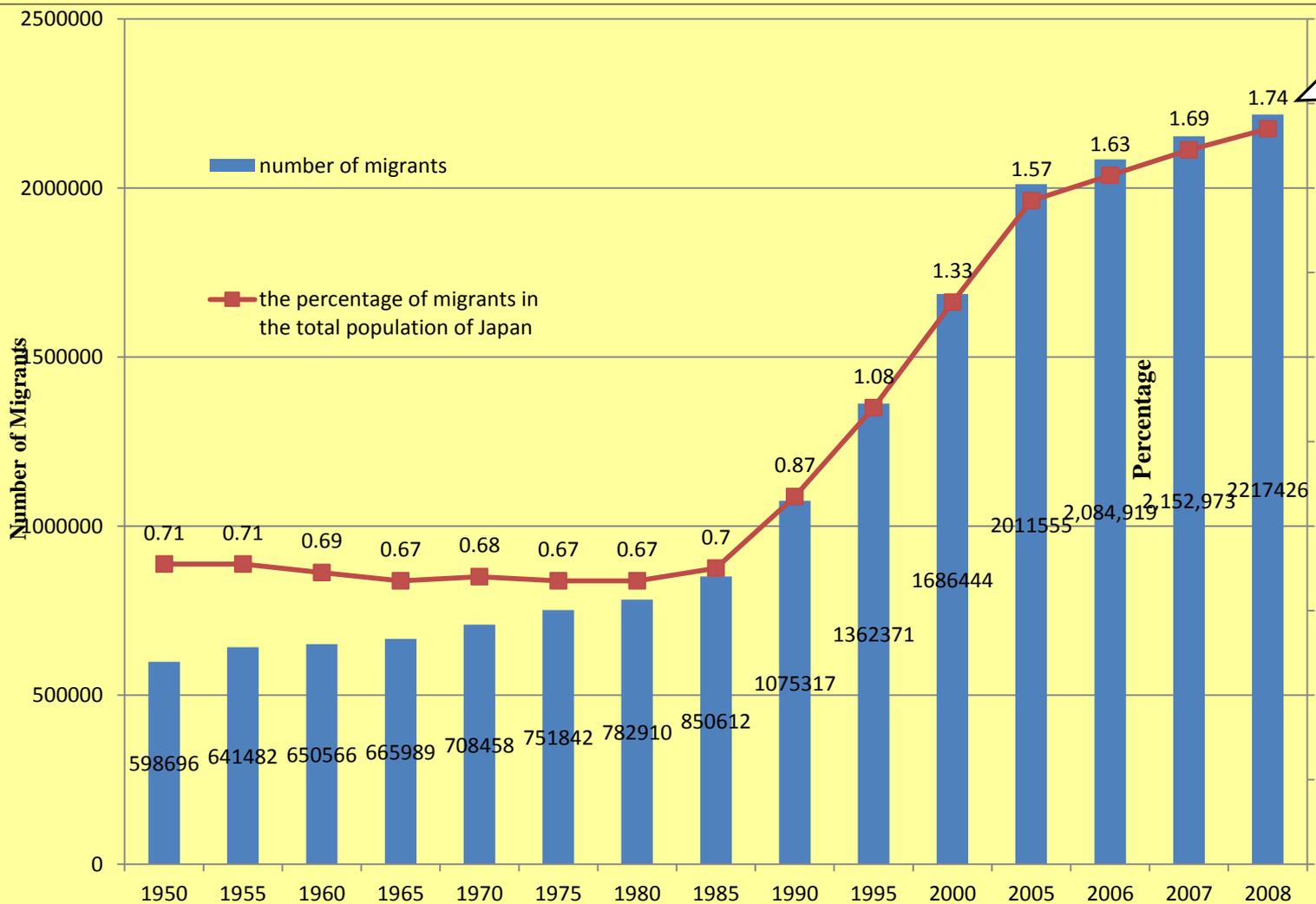
- ◆ 「オールドカマー」: 旧植民地出身者とその子孫
 - “Old Comers”, Korean and Chinese; people from the Japanese former colonies and their descendants
- ◆ 「ニューカマー」: 80年代以降日本に移住した人々
 - “New Comers”, those who have come to Japan since the 1980s

移住労働者とは?—Who Are Migrant Workers?

- ◆ 就労できる在留資格を持っている労働者:
教師、専門技術者、通訳、コックなど
- ◆ 日系労働者（主に、ブラジル・ペルーから）、配偶者、永住者
- ◆ 非正規滞在者（オーバーステイ）
- ◆ 技能実習生
- ◆ 労働者じゃない労働者:
（研修生、）家事労働者、エンターテイナー

日本の外国人登録者数・在留外国人人数

Changes in the Number of Registered Foreign Nationals and its Percentage of the Total Population in Japan



(2008.12)
2,217,426
1.74%

2,134,151
1.67%
(2010.12)

2,078,480
1.63%
(2011.12)

2,033,656
1.60%
(2012.12)

2,086,603
(2014.6)

出典：法務省入国管理局 (2009年7月～2012年12月)

日本の労働者人口に占める外国人労働者の割合(2014)

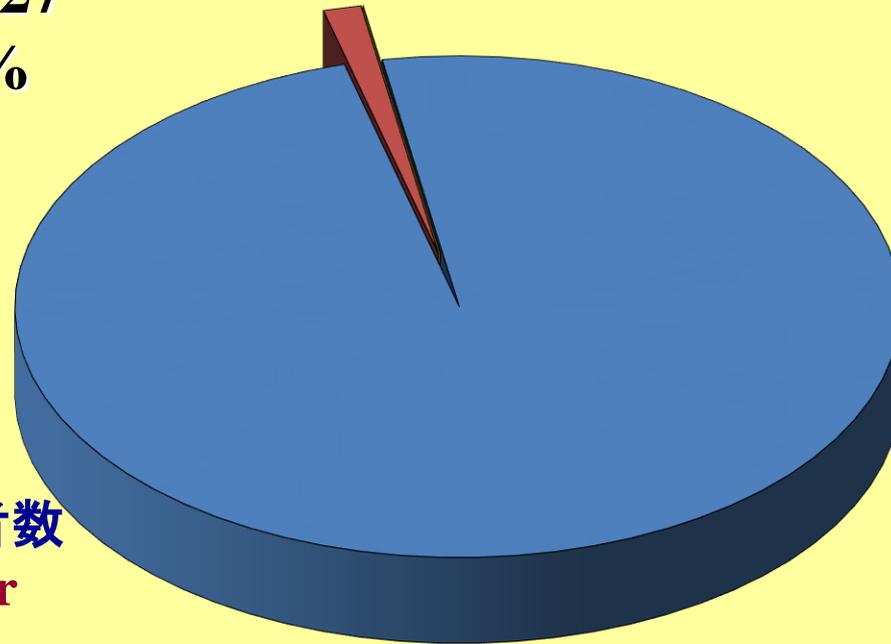
The Percentage of Migrant Workers of the Total Labor in Japan

外国人労働者数

The Number of Migrant Workers

About 787,627

About 1.49%



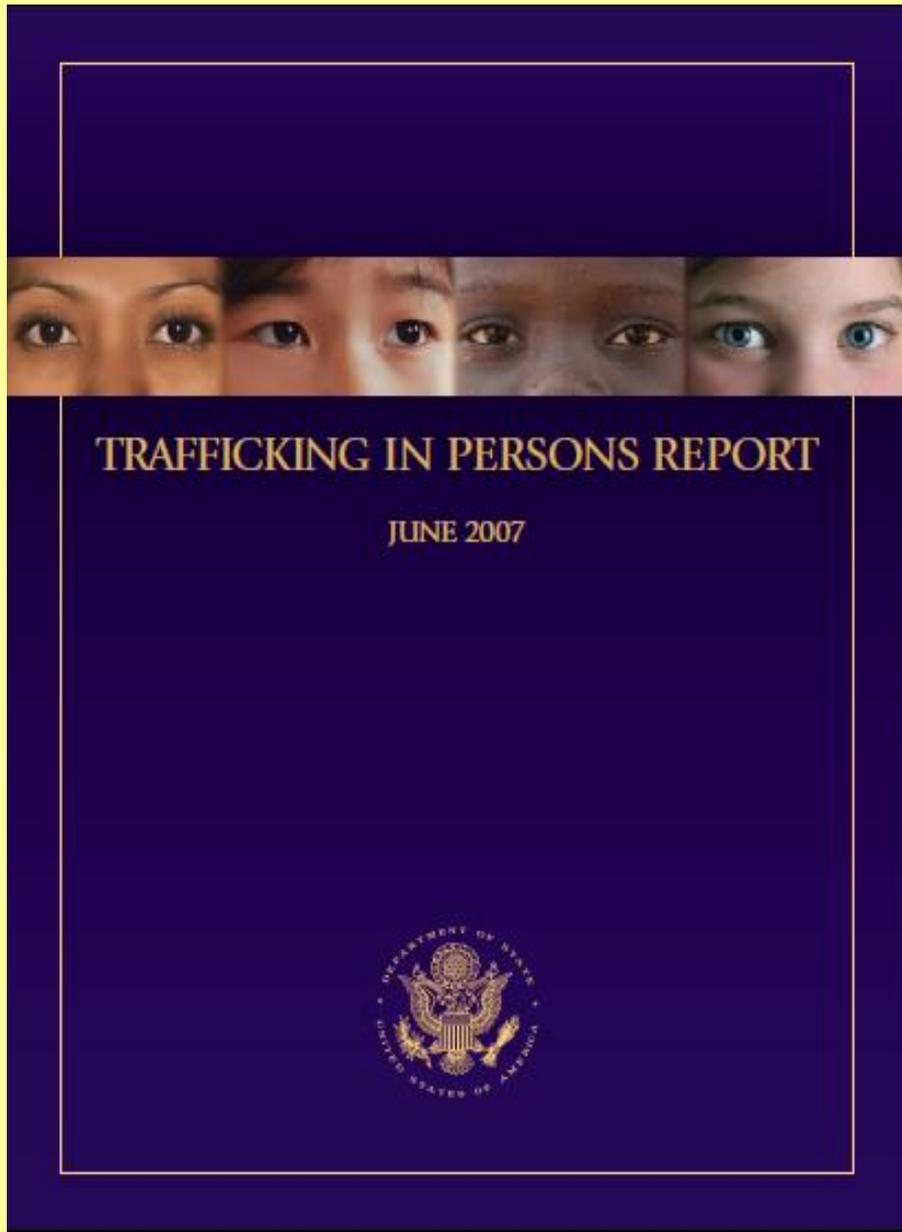
日本における賃金労働者数

The Number of Labour

52,840,000

何が起きているのか

アメリカ国務省
「人身売買報告書」2007年版



US State Department 2007 “Trafficking in Persons Report”

国連などからの勧告と批判

アメリカ国務省人身売買年次報告書 2007年版～2014年版

国連自由権規約委員会勧告 2008年10月30日

国連女性差別撤廃委員会総括所見 2009年8月7日

国連移住者特別報告者談話 2010年4月

国連女性と子どもの人身売買特別報告者勧告
2010年6月3日

移住者の人権に関する国連の特別報告者勧告
2011年3月21日

国連自由権規約委員会総括所見・勧告
2014年7月25日

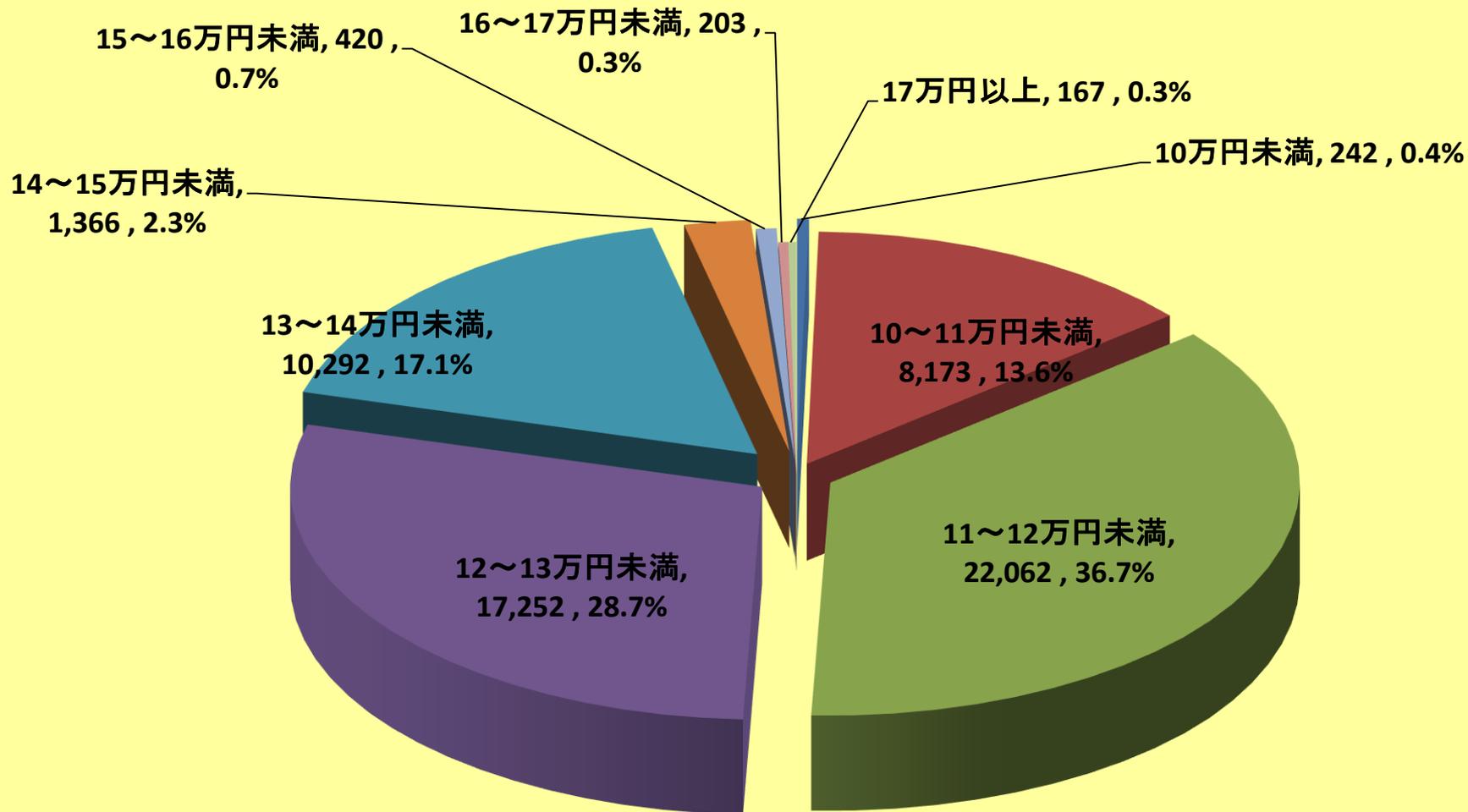
相次ぐ
不正行為、人権侵害

時給 3 0 0 円の労働者

強制帰国

技能実習生への支給予定賃金(基本給)別構成比(2007年)

Wages Earned (Basic Pay) by Technical Interns (2007)



給料支払明細書

(15年3月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	3	日	15
労働時間	時	25	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		200		
所定時間外賃金				
支給額		360		196
交通費				
合計		50296		
健康保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				15000
前払金				
合計				
差引支給額		360		196

(専業所名)

捺印

A210A B4406

給料支払明細書

(15年9月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	9	日	20
労働時間	時	28	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		280		
所定時間外賃金		130500		
支給額		130780		
交通費				
合計		130780		
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				15000
前払金				
合計				
差引支給額		115780		

(専業所名)

捺印

A210A B4406

給料支払明細書

(16年1月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	1	日	31
労働時間	時	20	分	
所定時間外労働	時	22	分	
基本給		29800		
所定時間外賃金		110500		
支給額		140300		
交通費				
合計		140300		
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				15000
前払金				
合計				
差引支給額		125300		

(専業所名)

捺印

A210A B4406

給料支払明細書

(17年3月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	3	日	17
労働時間	時	20	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		300		
所定時間外賃金		69000		
支給額		72000		
交通費				
合計		72000		
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				15000
前払金				
合計				
差引支給額		57000		

(専業所名)

捺印

A210A B4406

給料支払明細書

(16 年 1 月分)

██████ (█████) 殿

労働日数	自 1 月 5 日	至 1 月 31 日	日
労働時間	27 時 30 分		
所定時間外労働	22 時 分		
支	基本給		
	1/1~1/15 250	29,500	
給	所定時間外賃金		
	1/16~1/31 200	31,050	
額	交通費		
	合計	60,550	

給料支払明細書

(17 年 3 月分)

██████ 殿

労働日数	自 3 月 3 日	至 3 月 31 日	日
労働時間	23 時 分		
所定時間外労働	時 分		
支	基本給		3,000
			69,000
給	所定時間外賃金		
	200		7,232
額	交通費		
	合計		79,232

給料支払明細書

(15年 3月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	3	日	15
労働時間	時	25	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		200		
所定時間外賃金				
交通費				
健康保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
差引支給額		76296		

(専業所名)

捺印

A210A D-4406

給料支払明細書

(15年 9月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	27	日	30
労働時間	時	28	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		280		
所定時間外賃金		12050		
交通費				
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
差引支給額		76950		

(専業所名)

捺印

A210A D-4406

給料支払明細書

(16年 7月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	17	日	16
労働時間	時	20	分	
所定時間外労働	時	22	分	
基本給				
所定時間外賃金		29800		
交通費				
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
差引支給額		79550		

(専業所名)

捺印

A210A D-4406

給料支払明細書

(17年 3月分)

■■■■ (■■) 殿

労働日数	日	3	日	15
労働時間	時	20	分	
所定時間外労働	時		分	
基本給		300		
所定時間外賃金		69000		
交通費				
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
差引支給額		91232		

(専業所名)

捺印

A210A D-4406

雇 用 契 約 書

雇用期間	2005 年 1 月 15 日から 2006 年 1 月 15 日	
就業場所	岐阜市 [redacted] 丁目 [redacted]	
仕事内容	婦人子供服製造	
就業時間	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 30 分	
休憩時間	2 時間 00 分	
休 日	毎週 日曜日、第 2 土曜日、祝祭日、年末年始 6 日間、盆 4 日間	
休 暇	有給休暇 10 日間	
賃 金	基本賃金 諸 手 当 賃金締切日 支払い日 昇 給 退 職 金	日給 125,000 円 手当 _____ 毎月 25 日締め 毎月 末 日支払い 有、 <input checked="" type="radio"/> 無 有、 <input checked="" type="radio"/> 無 有る場合は時期等 有る場合は時期等
	[勤務上の注意事項] 1. 次の事項を守って誠実に勤務しなければなりません。 (1) 上司の指示命令に従うこと (2) 安全衛生に関する事項を守って事故防止に努めること (3) 設備、機械、器具、車両、その他の物品を大切に扱い、許可なく業務以外の目的で使用しないこと (4) 勤務時間中は、勤務に専念し、勝手に職場を離れないこと (5) 遅刻、欠勤、早退等をしようとするときは、事前に所属長の了解を得ること (6) 会社の名誉、信用を傷つけるようなことをしないこと (7) 会社の機密を他に漏らさないこと (8) その他、従業員としてふさわしくない行為 2. 上記事項に違反した場合は、制裁として平均賃金の半額を減給し、又は解雇することがあります。	
	2004 年 11 月 22 日	
	事業所名称	[redacted]
	所在地	岐阜市 [redacted] 丁目 [redacted]
	使用者 職氏名	代表 [redacted]
	従業員 住所	岐阜市 [redacted] 丁目 [redacted]
	氏 名	[redacted] 

賃金台帳

氏名		生年月日	性別	雇用年月日					
●●●●●●		昭和●年●月●日	●	平成●年●月●日					
賃金計算期間		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
基	本賃金	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
	残業時間数	87時10分	78時40分	59時50分	67時40分	48時50分	102時40分	35時30分	18時30分
	時間外賃金	70,954	64,035	48,704	55,081	39,750	83,571	28,897	15,059
	消毒手当								3000
	合計	182,954	176,035	160,704	167,081	151,750	195,571	140,897	127,059
法定控除額	国民健康保険料	4712	4712	4712	4712	4712	4712	4712	4712
	雇用保険料	798	798	798	798	798	798	798	798
	所得税	7270	6890	5880	6380	5380	8150	4820	4820
	市民税								
	合計	12,780	12,400	11,390	11,890	10,890	13,660	10,330	10,330
法定控除額	(1)家賃	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	(2)水道	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	(3)電気	3,066	3,518	3,224	3,172	3,119	3,172	3,249	3,249
	(4)ガス	2,778	2,778	2,778	2,778	2,778	2,322	2,778	2,778
	(5)灯油								
	(6)布団リース	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	(7)洗濯機リース	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	(8)テレビリース	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	(9)冷蔵庫リース	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(10)流し台リース	500	500	500	500	500	500	500	500
	(11)調理器具リース	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(12)ガス器具リース	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(13)電気炊飯器リース	800	800	800	800	800	800	800	800
	(14)調理器具リース	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(15)掃除機リース	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(16)ファンヒーターリース	1,000	1,000	1,000	1,000				
	(17)扇風機リース								
	(18)浄化槽管理くみ取り	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(19)シツコ費用	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782
		69,390÷12							
(20)受験費用2回分	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	36,000÷12								
	合計	89,226	89,678	89,384	89,332	88,279	87,876	88,409	88,409
	差引金額	80,948	73,957	59,930	65,859	52,581	94,035	42,158	28,320
	支払金額	95,510	92,534	85,950	88,700	82,100	101,000	77,310	
	差額	-14,562	-18,577	-26,020	-22,841	-29,519	-6,965	-35,152	

	合 計	12,780	12,400	11,390
法 定 外 控 除 額	①家賃	55,000	55,000	55,000
	②水道	2,000	2,000	2,000
	③電気	3,066	3,518	3,224
	④ガス	2,778	2,778	2,778
	⑤灯油			
	⑥布 団 リース	6,000	6,000	6,000
	⑦洗濯機 リース	1,500	1,500	1,500
	⑧テレビ リース	1,800	1,800	1,800
	⑨冷蔵庫 リース	1,000	1,000	1,000
	⑩流し台リース	500	500	500
	⑪調理器具リース	1,000	1,000	1,000
	⑫ガス器具リース	1,000	1,000	1,000
	⑬電気炊飯器リース	800	800	800
	⑭調理器具リース	1,000	1,000	1,000
	⑮掃除機リース	1,000	1,000	1,000
	⑯ファンヒーターリース	1,000	1,000	1,000
	⑰扇風機リース			
	⑱浄化槽管理くみ取り	1,000	1,000	1,000
	⑲ジツコ費用	5,782	5,782	5,782
		69,390 ÷ 12		
	⑳受験費用2回分	3,000	3,000	3,000
	36,000 ÷ 12			
	合 計	89,226	89,678	89,384
	差 引 金 額	80,948	73,957	59,930
	支 払 金 額	95,510	92,534	85,950
	差 額	-14,562	-18,577	-26,020



③第三个人

收款收据

Nº 1015559

2002年 6月 10日

今收到	[REDACTED]	
交	朱	培训费 3,000.-
人民币(大写)	叁仟元	¥ 3,000.-

收款单位盖章

收款人签字

③第三个人

收款收据

Nº 0030691

2002年 8月 13日

今收到	[REDACTED]	
交	朱	差旅费 5,000.-
人民币(大写)	伍仟元	¥ 5,000.-

收款单位盖章

收款人签字

③第三个人

收款收据

Nº 0030737

2002年 8月 13日

今收到	[REDACTED]	
交	朱	住宿费 15,000.-
人民币(大写)	壹万伍仟元	¥ 15,000.-

收款单位盖章

收款人签字

実録 これが強制帰国



2007年12月9日

成田空港 中国国際航空カウンター

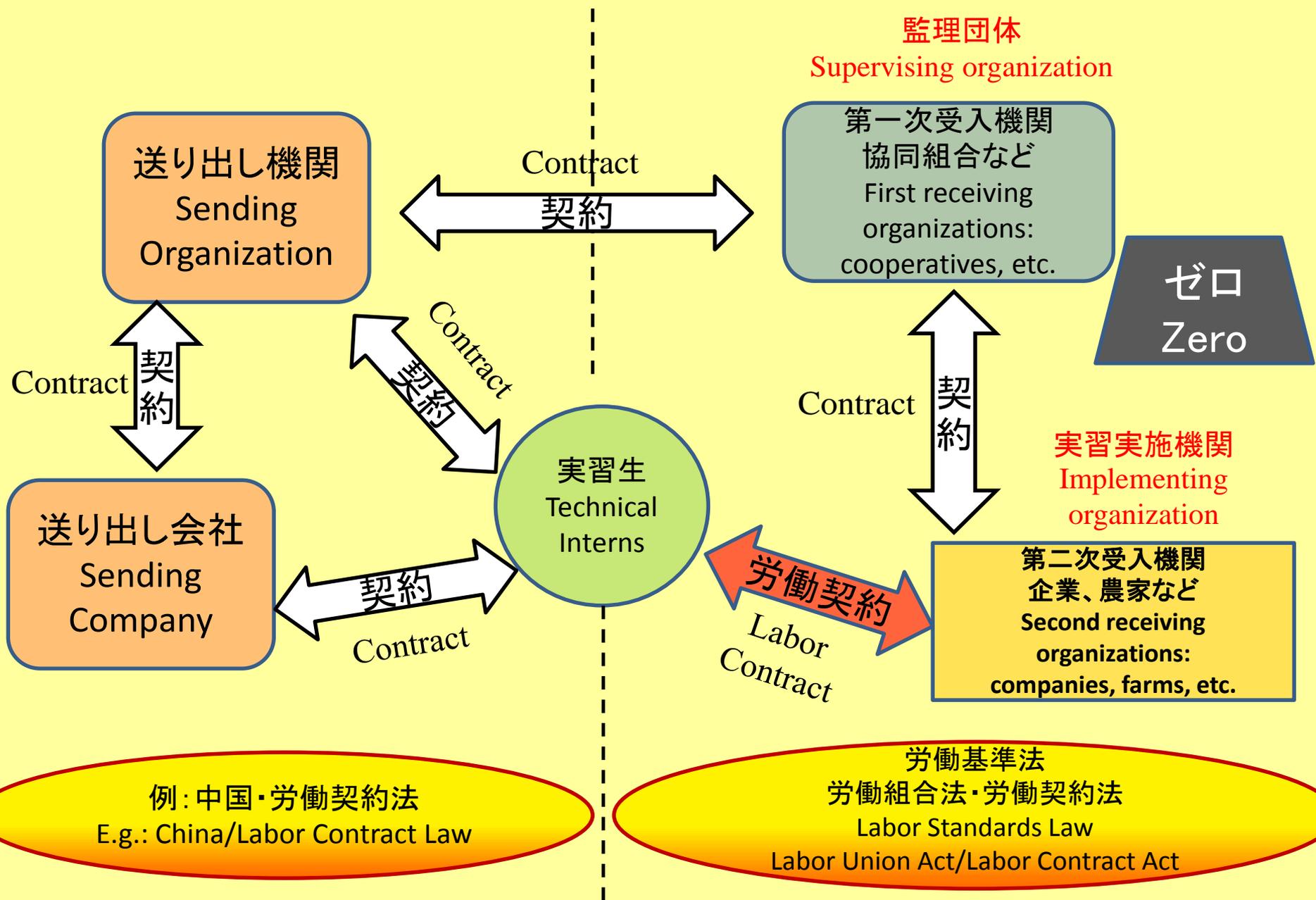


**なぜ強制帰国が起きるのか。
なぜ時給300円がまかり通るのか。
なぜ不正行為が絶えないのか。
なぜ居直りが許されるのか。**

制度を理解しない一部の不心得者によるものなのか？

邪悪な欲望に変貌する社長

**モノ扱いが「許される」労使関係
著しい支配従属**



そろそろまとめです。

Old System

旧制度

研修
Training

研修
Training

技能実習
Technical Internship

技能実習
Technical Internship

技能検定試験
Skills Proficiency Test

New system (effective as of July 2010)

新制度 (2010年7月～)

研修
Training

技能実習1号
Technical Internship
Type 1

技能実習1号
Technical Internship
Type 1

JICA・自治体による受入れなど
Recruitment by JICA/local municipalities

職種限定無し (no restrictions on type of job)

技能実習2号
Technical Internship
Type 2

技能実習2号
Technical Internship
Type 2

(最長) 1年
1 year at most

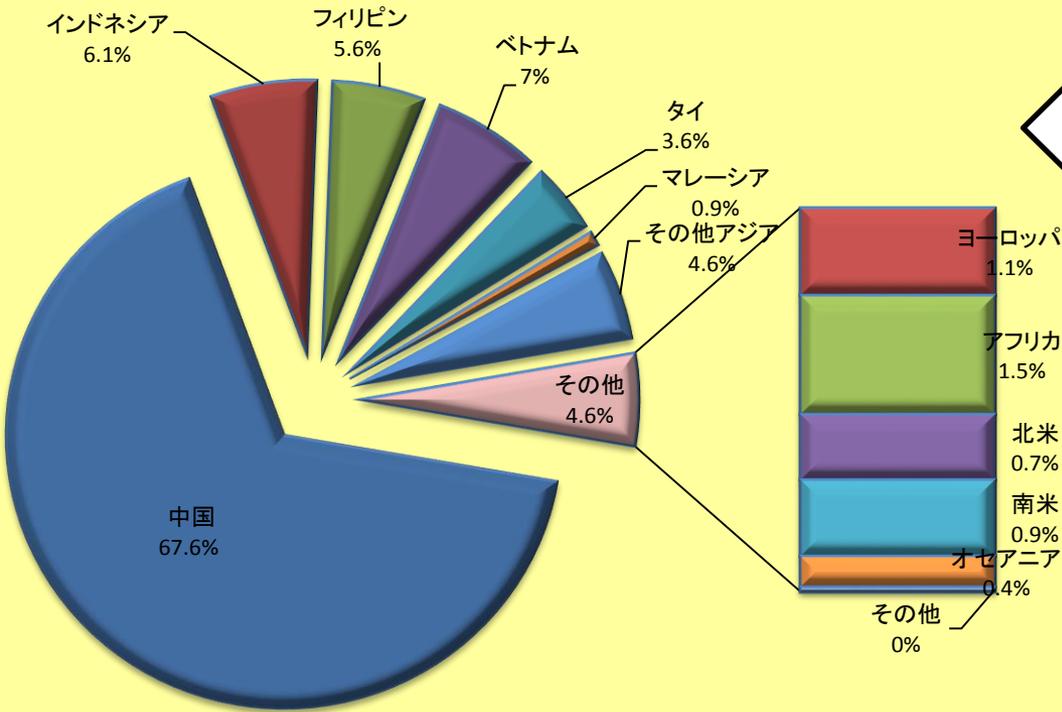
技能検定試験
Skills Proficiency Test

(最長) 1年
1 year at most

(最長) 1年
1 year at most

制度改訂前

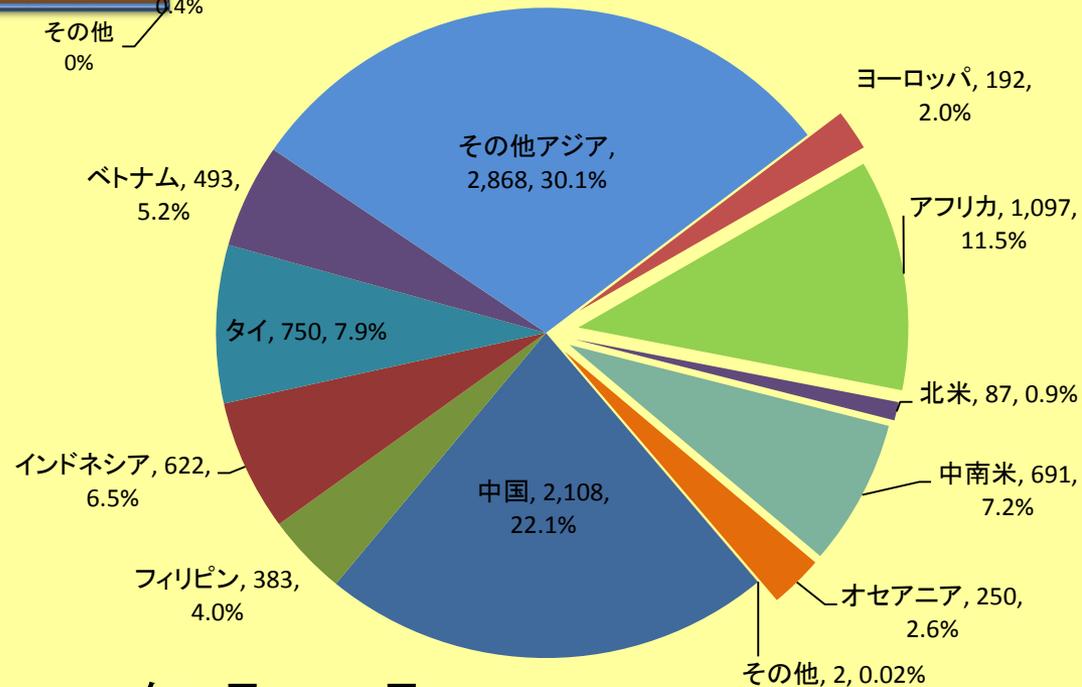
Before the policy revision



2008年

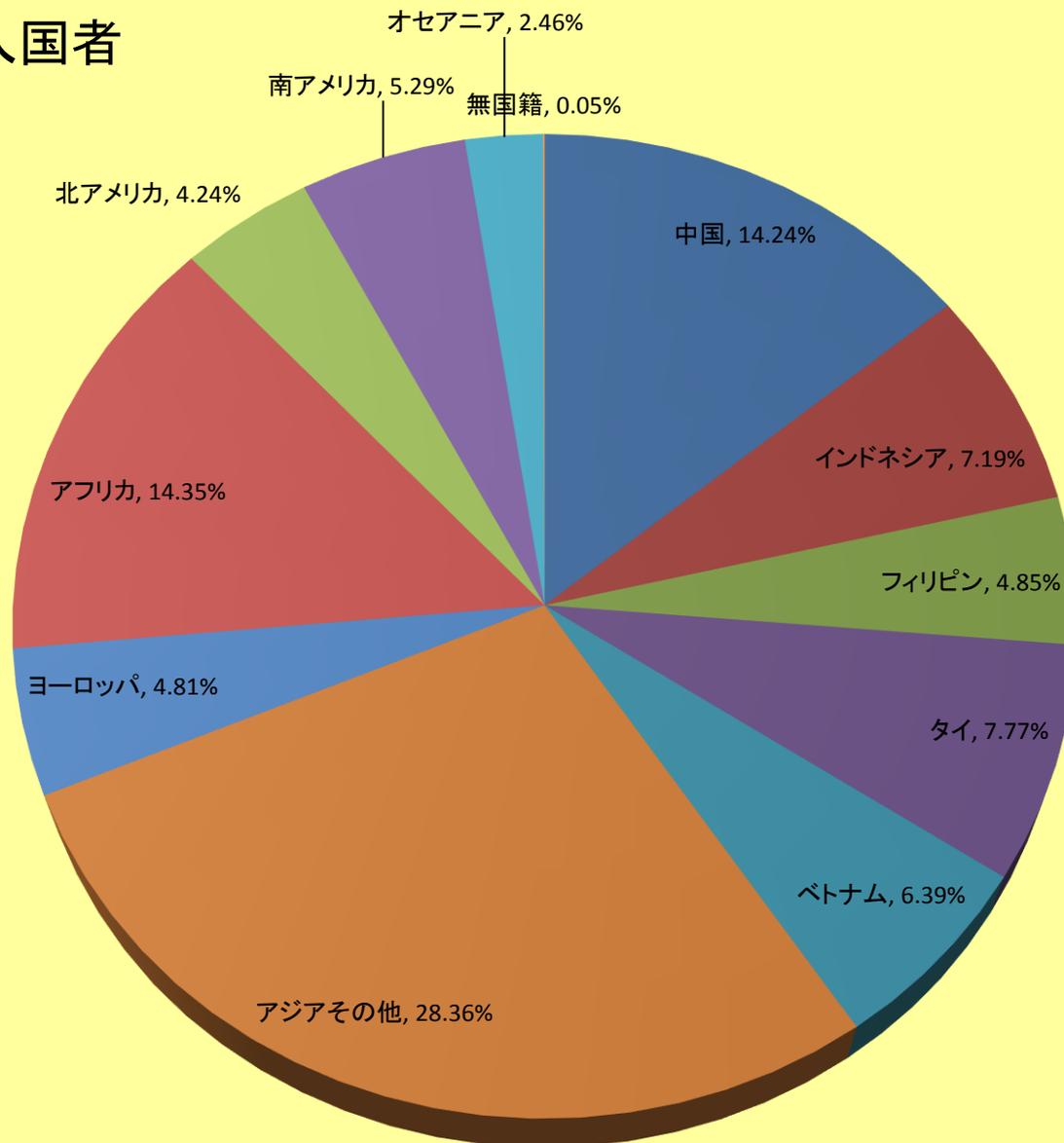
制度改訂後

After the policy revision

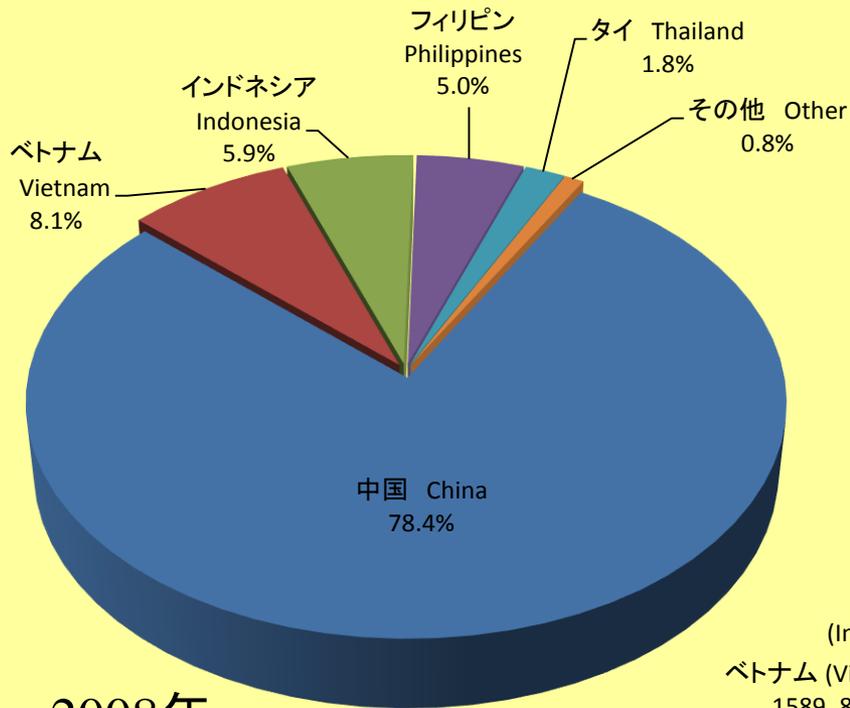


2010年7月～11月

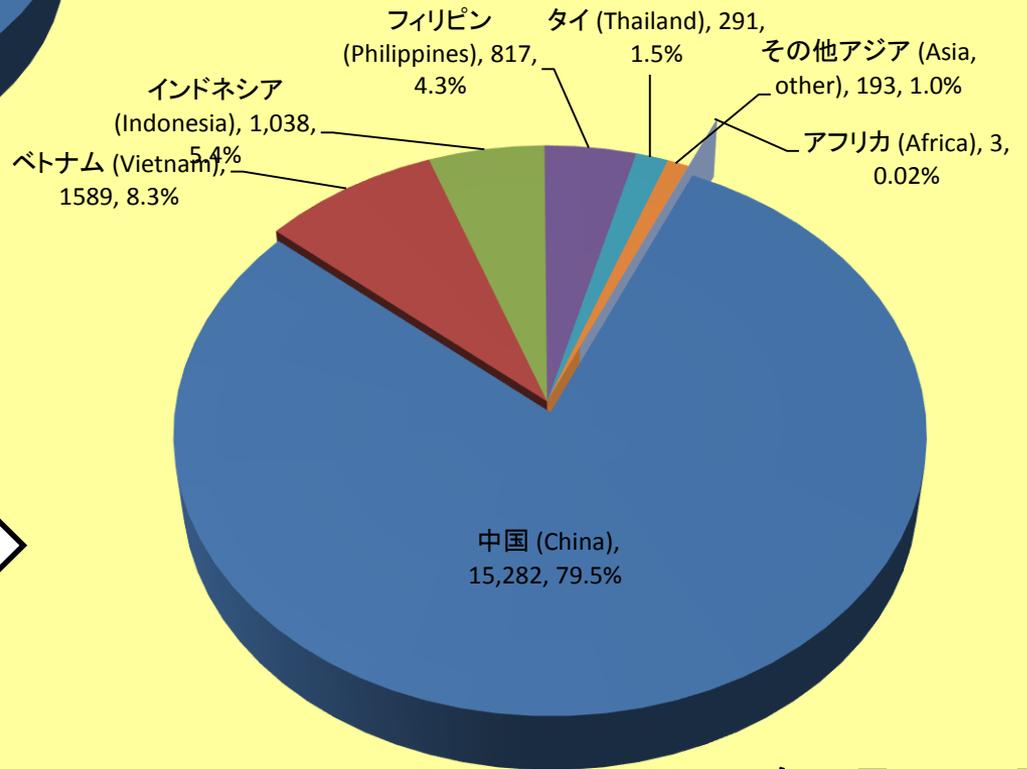
研修生新規入国者 国籍別



2011年1月～12月
法務省



← Before the policy revision



→ After the policy revision

「本来の賃金払って」

外国人実習生 労基署に是正要望

外国人技能実習制度が改正されたのに違法な低賃金で働かされ、未払い分があるまま解雇されたとして、福井市の縫製会社の技能実習生だった中国人女性(21)が17日、同社に是正を勧告するよう福井労働基準監督署に求めた。

支援団体「外国人研修生権利ネットワーク福井」の高原一郎事務局長は「制度改正が問題の解決につながるのではない」と指摘する。同ネットによると女性は



是正勧告の要求について意見を聞いた中国人女性(左)と高原一郎事務局長(福井市役所)

昨年3月、最低賃金法などが適用されない研修生として来日。同7月、講習期間を除き労働者として扱うよう制度が改正され、9月に技能実習生となった。

しかし、雇用契約書は渡されず、今年3月まで半年間、月11万円を超すはずの賃金は6万円台のままだったという。女性は今年10日、受け入れ機関の組合から解雇を伝えられた。残業代の不足分の支払いや、パスポートや外国人登録証の返還も求めている。

縫製会社の監査役は「1年間は研修生という思い違いをしていた。労基署の指導があれば従いたい」と話す。金沢市の事業協同組合の専務は「解雇手当や未払い賃金を16日に支払うと片言の中国語で伝えている。パスポートは外国人登録の切り替えのため預かった」と語った。(秋原千明)

縫製会社の中国人元実習生 「賃金半分」研修生扱い

福井労基署に申し立て

福井市の縫製会社ト
ーエツで働いていた中
国人の元実習生、孔小
玲さん(21)が、正当な
給料をもらえないまま
解雇されたとして十七
日、会社に未払い賃金
を支払うよう、福井労
働基準監督署に申し立
てた。同署は近くトー

エツを調査する。
孔さんはこの日、福
井市役所で、市民団体
「外国人研修生権利ネ
ットワーク福井」の高
原一郎事務局長らに伴
われて会見した。高原
事務局長によると、孔
さんは二〇一〇年三月
に来日し、研修生とし

て半年、衣服のアイロ
ンがけや裁断に従事。
同年九月から実習生と
して働き、今年十日に
突然解雇された。実習
八カ月間のうち四月分
を除く七カ月間は、研
修手当とほぼ同額で、
正規の半額ほどの月約
六万円しか払われなか
ったという。

外国人実習制度の関
連法は昨年七月、実習
生の待遇改善を目的に
改正された。

高原事務局長は「改
正後の申し立ては全国
初ではないか。待遇改
善に役立っていないこ
とが証明された」と語



実習していた会社に、賃金の支払いなどを求めるよう福井労基署に申し立てた孔小玲さん(左)=17日午後、福井市役所で

まぐるしく変わり、手前に行方不明になり手
渡せていない。制度改
正に対応できなかった
業代の不足分も含め、
とはいい、ミスはあっ
たりしたが、数日省して

「とてもつらかった」

時給100〜200円で内職も

「とてもつらかった
予定で来日。研修生と
して働き、実習生とな
ったら月収は二倍の約
十二万円に増えるはず
だった。しかし、実際
に支払われたのは研修
生時代とほぼ同額の六
万円。一カ月で約二百
時間上り、時給百〜
二百円の「内職」もさ
せられ、十五時間ミシ
ンをかけ続けたことも
あったという。

「解雇や帰国をちら
つかされて、なかなか
不満を言い出せなかつ
た」と孔さん。会社で
は現在も、十二人の外
国人実習生が働いてい
るという。

外国人研修・技能
実習制度の改正
能実習生の保
護強化を図る
ため、201
0年7月に入管難民法
が改正され、労働基準
法や最低賃金法など労
働関係法令が適用され
る期間を、改正前の
拡大した。

「2年目を以降」から
「入国直後の2カ月間
の講習後から」に変
更。技能実習生と実習
企業の橋渡しをする受
け入れ団体の監理責任
も、改正前は入国後1
年間だけだったが、帰
国するまでの3年間に

「2年目を以降」から
「入国直後の2カ月間
の講習後から」に変
更。技能実習生と実習
企業の橋渡しをする受
け入れ団体の監理責任
も、改正前は入国後1
年間だけだったが、帰
国するまでの3年間に

「2年目を以降」から
「入国直後の2カ月間
の講習後から」に変
更。技能実習生と実習
企業の橋渡しをする受
け入れ団体の監理責任
も、改正前は入国後1
年間だけだったが、帰
国するまでの3年間に

「2年目を以降」から
「入国直後の2カ月間
の講習後から」に変
更。技能実習生と実習
企業の橋渡しをする受
け入れ団体の監理責任
も、改正前は入国後1
年間だけだったが、帰
国するまでの3年間に

妊娠で「帰国強要」

不当解雇申し入れ

中国人実習生

外国人研修・技能実

習制度で来日し、富山

市内の食品会社で働い

ていた中国・大連市出

身の女性(20)が13日、

妊娠を理由に帰国を強

要されたのは解雇に当

たり、男女雇用均等法

に違反するとして、富

山労働局に

会社や実習生

機関に不当

妊娠で解雇の実習生

是正勧告申し入れ

富山市の食品加工会社で

働いていた中国人技能実習

生が13日、妊娠を理由に解

雇させられたなどとして、

富山労基署に解雇の是正勧

告を申し入れた。

富山の食品加工会社

「妊娠理由に解雇」

中国人無効申し入れ

富山市内の食品加工会社で

技能実習生として働いていた

中国人女性(20)が、妊娠を理

由に解雇されたとして、福井

「妊娠で解雇」

無効申し立て

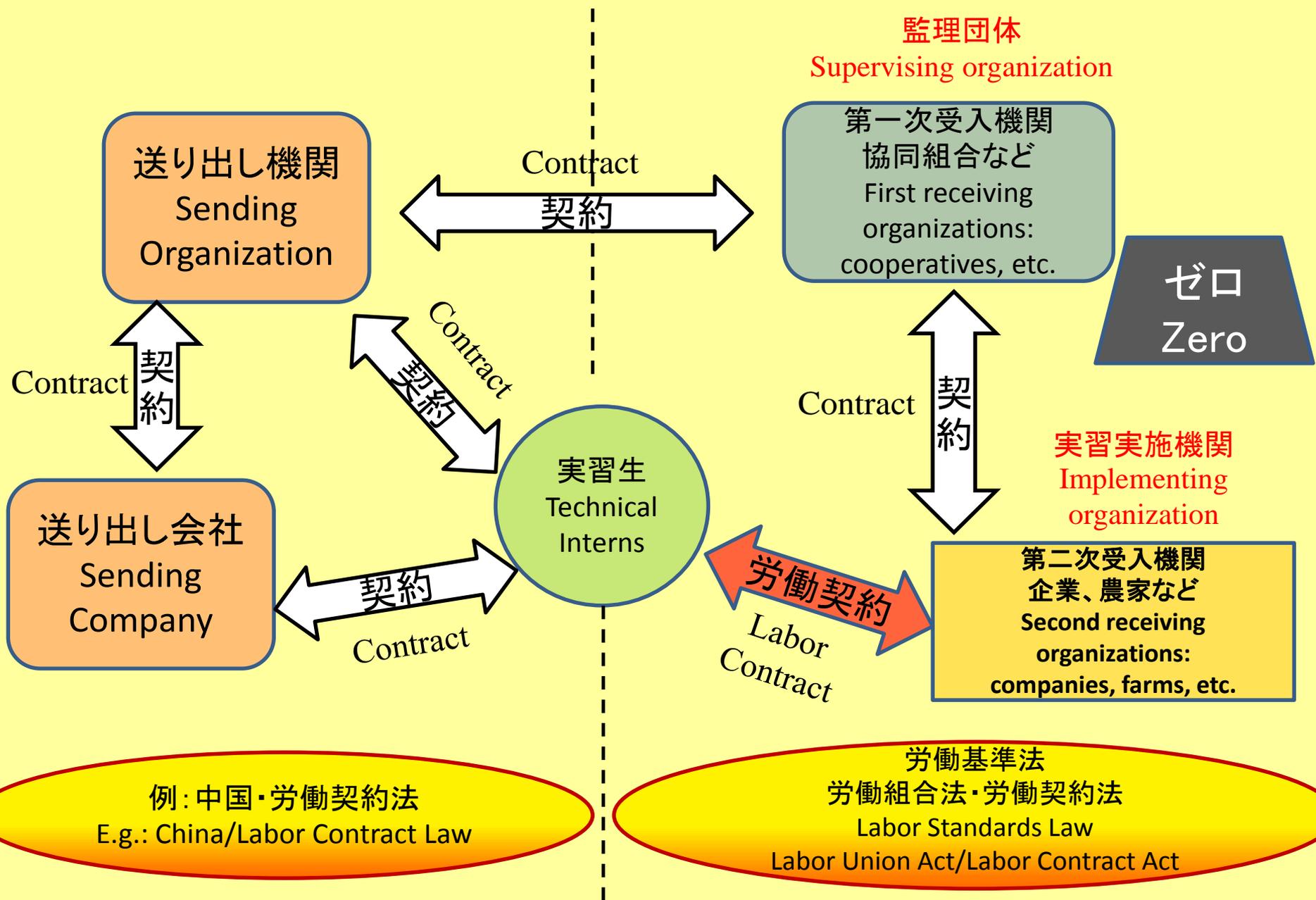
中国人実習生の女性

妊娠を理由に解雇された

のは不当として、富山市の

食品会社で働く中国人技能

実習生の女性(20)が13日、



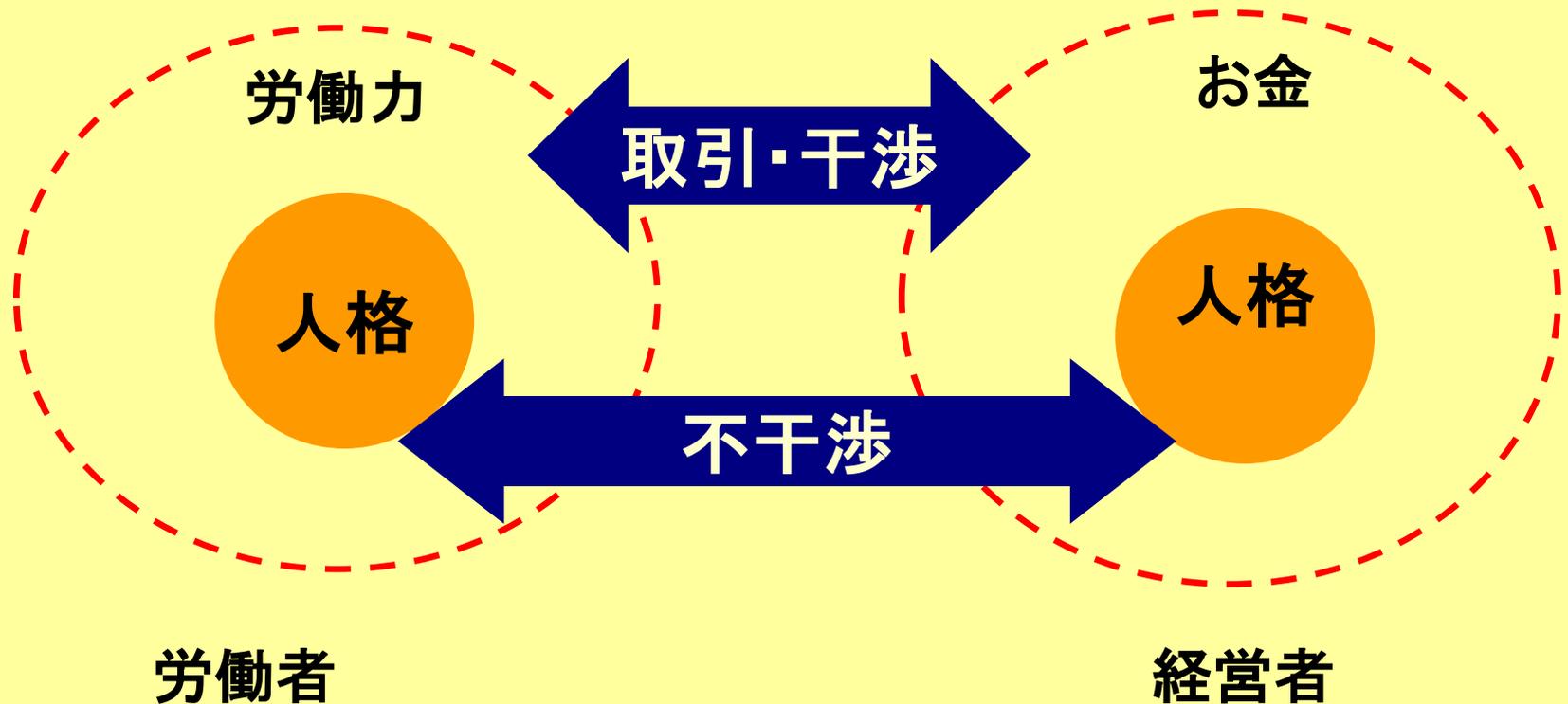
**なぜ強制帰国が起きるのか。
なぜ時給300円がまかり通るのか。
なぜ不正行為、セクハラが絶えないのか。
なぜ居直りが許されるのか。**

制度を理解しない一部の不心得者によるものなのか？

人を変えてしまおう恐ろしい制度

邪悪な欲望に変貌する社長

現代民主主義社会における労働契約



民主主義社会を支える柱の一つ
労使対等原則

人権 平和

外国人技能実習制度は、 労使対等原則が 担保されない制度となっている。

- 雇用主への著しい従属(対等な労使関係が築けない)
- 不法行為の多発
- 民主主義社会の破壊

**「労働者受入れ」の制度として
外国人技能実習制度を
使ってはならない。**

復興、オリンピック

緊急措置

即戦力

技能実習

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、

技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、

開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。

(厚労省ホームページ)

移民政策としての

外国人(研修・)技能実習制度

労働者を労働者と言えない

私たち、この社会

奴隷時代や主従時代の
労働者の移動

近代民主主義社会の
労働者の移動

労使対等原則が担保される

労働者の移動

労働者を

労働者として

職場だけではない地域の一員

家族、子どもの抱える問題、課題

すでに始まっている

多民族・多文化共生社会

移民政策は地球的共通課題

受入のための条件(環境)整備

ではなく！

管理・監視の対象や使い捨てる労働力

ではなく！

**この社会を共に生き、共につくる
働く仲間、隣人として**

東日本大震災





宮城県
南三陸町
志津川高校



労使対等原則が担保された

多民族・多文化共生社会へ

おわり

ありがとうございました。